平成２６年（フ）第１６８３号
札幌市手稲区手稲本町３条４丁目３番７号
破産者　北村　和彦
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１号
茨城県坂東市長須2241番地
破産者　後藤　秀美
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１７号
栃木県栃木市箱森町33番38号
破産者　萩原　節子
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第５５０号
大阪市北区天満３丁目12番13号　アリスマナーガーデン天満601号室、前住所大阪市北区天神西町７番13号
破産者　岡部　義雄
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７５２号
神戸市中央区布引町３丁目２番２号
破産者　丸山　　忠
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２８号
兵庫県加古川市加古川町南備後342番地の１グランドミール201号
破産者　松井　憲一
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５９号
福島県河沼郡会津坂下町字舘ノ内甲2550番地３、前住所福島県会津若松市滝沢町３番25号
破産者　上田　和子
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第２５２号
金沢市伏見台３丁目２番20号　パレーシャル中島202号、従前の住所金沢市泉野町２丁目11番６号
破産者　東豊自動車商会こと　藤江　慶幸
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５２３号
京都市北区平野宮西町27番地
破産者　長峯　宇一
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４８６９号
大阪市旭区新森４丁目14番15号、開始決定時の住所大阪府守口市南寺方南通３丁目１番５号
破産者　北井　英雄
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３２号
広島市西区都町25番１―1002号
破産者　木山　幸子
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９０号
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘５丁目10番３号
破産者　田中　信一
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１７５号
奈良市田中町219番地の７
破産者　丸圭製茶株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年４月７日まで
2　一般調査期日　平成27年４月28日午前10時
平成27年３月10日　　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４４２３号
大阪市東住吉区鷹合２丁目10番12号
破産者　協美商事株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年４月10日まで
2　一般調査期日　平成27年５月25日午後２時
平成27年３月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２６８号
大阪市浪速区幸町１丁目４番５―206号、前住所大阪市浪速区幸町３丁目８番16号　リビエール増井607号
破産者　岩田　和代
1　破産債権の届出期間　平成27年４月20日まで
2　一般調査期日　平成27年５月28日午後２時30分
平成27年３月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２６９号
大阪市浪速区幸町１丁目４番５―206号、前住所大阪市浪速区幸町３丁目８番16号　リビエール増井607号
破産者　岩田　勝二
1　破産債権の届出期間　平成27年４月20日まで
2　一般調査期日　平成27年５月28日午後２時30分
平成27年３月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０２号
神戸市西区南別府２丁目12番地の４、前住所神戸市西区北別府５丁目34番地の２
破産者　池田　弘彦
1　破産債権の届出期間　平成27年４月21日まで
2　一般調査期日　平成27年６月２日午前10時30分
平成27年３月10日
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１１７３号
大阪府枚方市田口３丁目４番１号
破産者　株式会社マクシスエンタープライズ
1　破産債権の届出期間　平成27年４月24日まで
2　一般調査期日　平成27年６月10日午前10時
平成27年３月11日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３６５号
奈良市西登美ヶ丘２丁目15番Ｄ―321号
破産者　葛井　啓之
1　破産債権の届出期間　平成27年４月27日まで
2　一般調査期日　平成27年５月27日午後３時
平成27年３月11日　　奈良地方裁判所